

[妊婦健診費用の払い戻しのご案内]

妊婦健康診査で補助券を使えなかった場合は、川崎市に郵送で払い戻しの申請をしてください！

1 払い戻し制度について

○補助券を使えなかった場合とは

- 1 契約医療機関以外で妊婦健診を受診した場合
- 2 健診費用が補助券の金額未満のため、医療機関の窓口で使用できなかった場合（ただし、補助券 21,000 円券は除く）

※次のものは助成対象外です

1 妊娠判定に関する検査費用（受診時の状況によっては、複数回妊娠判定検査を行う場合があります）

2 妊婦健診以外の費用

（例、両親学級等の費用、物品、出生前診断等の検査費用、医療機関に問合せた結果妊婦健診でないと判断されたもの等）

- 3 既に補助券を利用した領収書の自己負担分
- 4 健康保険が適用されている費用（妊婦健診は健康保険の適用となりません）
- 5 紹介状等の文書料
- 6 海外で受診した妊婦健診
- 7 川崎市転入前に受診した妊婦健診の領収書及び転出後の領収書
- 8 診療明細書が無く、かつ、個人情報等の理由で医療機関から領収書の内容について回答を得られない場合

2 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて最後の妊婦健診から1年以内（必着）に郵送にて申請してください

3 申請に必要な書類（1から5は全ての方が必須 6、7については該当の方のみ）

1 川崎市妊婦健康診査費用助成申請書	申請書は市ホームページからダウンロード、又は区役所地或支援果（母子健康手帳交付窓口）で配布しています。
2 領収書及び診療明細書 （審査後、申請書記載の住所に決定通知と併せて返却します）	領収書の原本（コピーは不可）及び診療明細書 が必要です。既に補助券を使用した領収書は対象外です。 助成を受けた金額分は医療費控除の対象となりません。
3 未使用の補助券	3枚目のクリーム色の厚紙を冊子から切り離して送付してください。未使用であれば、医療機関記入欄の記載の有無は問いません。助産所での健診費用は、補助券 4,000 円券と 6,000 円券しか利用できません。1回の健診で利用できる補助券は1枚です。
4 母子健康手帳の「妊娠中の経過」のページの写し （健診を受診した際は、母子健康手帳を提出し病院で記入をしてもらってください）	医療機関が記入する診察月日などの分かるページのコピー。記載されている健診受診日と領収書を基に確認を行います。 川崎市の母子健康手帳をお持ちの方は、8～9ページの「妊娠中の経過」をコピーして送付してください。（未記入の場合でも添付をお願いします）
5 振込先口座情報が分かるものの写し	預金通帳やキャッシュカード等のコピー（ 振込先の口座名義人、銀行名、支店名、口座番号の記載があるもの ）。 旧姓の口座名義で申請をされる場合は、振込が終わるまで名義変更をしないようお願いします。変更してしまうと振込不能となります。
6 受診証明書* ※領収書又は補助券を紛失した方のみ	領収書を紛失した方は 、医療機関で発行している受診証明書（医療機関によって名称が異なります。）又は、川崎市妊婦健康診査受診証明書（医療機関の印が必須）が必要です。 補助券を紛失した方は、母子健康手帳に記載のある全ての健診について証明が必要です。複数の医療機関で健診を受診した場合は、全ての医療機関での証明が必要となります。 用紙については、川崎市ホームページからダウンロードしていただくか、区役所地或支援果で配布しています。
7 申立書* ※母子健康手帳交付前に流産した方のみ	医療機関で妊婦健診を受診したことの証明書（医療機関の印が必須）が必要です。 文書料がわかる場合があります。用紙については、川崎市ホームページからダウンロードしていただくか、区役所地或支援果で配布しています。

4 よくある質問・問合せ

Q.払い戻しの申請後に引っ越しをする場合はどうすればいいですか？

A.申請後に引っ越しをされる場合は、引っ越し先の住所及び引っ越し予定日を申請書の空いているスペースに記載してください。

Q.払い戻しの対象となる領収書は無いが、手元に補助券が余った場合はどうすればいいですか？

A.払い戻しには該当しませんので各自で破棄してください。

Q.補助券を利用していない領収書が複数あるが、どれが対象になるかわからない場合はどうすればいいですか？

A.どの領収書が対象になるかわからない場合は、すべての領収書を送っていただければこちらで判断します。

Q.入院中に妊婦健診を行った場合も対象になりますか？

A.入院中に妊婦健診を行った場合も診察明細書に基づき払い戻しの対象となります。診療明細書がない場合、金額の内訳等が確認できないため不承認となります。

Q.確定申告（医療費控除）の申請をするため、すぐに領収書を返却してもらうことはできますか？

A.申請書類が届いたものから順次確認作業を行っており、決定通知書及び領収書の返却には、2～3か月程度お時間をいただいております。そのため、すぐに領収書を返却することはできませんのであらかじめ御了承ください。

確定申告に間に合わなかった場合は、還付申告という制度がありますので、詳しくは税務署にお問合せください。

Q.領収書の原本は確定申告で提出するので、送付するのはコピーでも大丈夫ですか？

A.コピーでの申請はできません。

Q.書類を送付した後に他にも領収書が見つかった場合、改めて申請書類一式を送らなければならないですか？

A.上記の際は、こども保健福祉課に御連絡ください。

Q.書類が届いているか心配なので電話で確認できますか？

A.多くの郵便物が送られてくるため確認に時間を要する場合があります。また、届いたものから順次中身の確認を行っていますので、必ず封筒に住所と氏名を記載して送付をお願いします。

5 申請書類配付窓口及び電話番号（川崎市ホームページ*からダウンロードも可能です）



名 称	電話番号
川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課	044-201-3214
幸区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課	044-556-6729
中原区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課	044-744-3308
高津区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課	044-861-3315
宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課	044-856-3302
多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課	044-935-3264
麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課	044-965-5234



書類の郵送先・お問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局こども保健福祉課 妊婦健診担当あて

044-200-2450

※川崎市ホームページで「妊婦健康診査」と検索していただくか以下のURLを入力してください

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030568.html>